平成２８年（フ）第１４２号
北海道帯広市東１条南７丁目５番地　ウイング７－703号
債務者　三谷五十三
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
北海道帯広市東３条南26丁目２番地　表参道マンション202
債務者　近江　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
埼玉県狭山市大字堀兼1715番地の５
債務者　中澤　司枝
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５０５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷406番地９　ＭＩ－Ｄ号
債務者　櫻井　定男
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１３号
埼玉県入間市大字小谷田423番地15
債務者　土岐　睦月
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７号
岐阜県恵那市岩村町富田459番地
債務者　神谷　真文
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４号
石川県輪島市河井町６部88番地32、従前の住所金沢市里見町48番地21　里見ホープ・203号
債務者　尾山　裕俊
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第２４３号
函館市中道２丁目５番６号　ハイツジャスパー　103
債務者　高根　幸枝
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４８号
函館市入舟町８番３号
債務者　佐々木聡優
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
岐阜県養老郡養老町直江612番地８
債務者　日比　利美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２０３３号
大阪市西区千代崎１丁目５番11―602号
債務者　辻本　理徳
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４７号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番37号
債務者　北田　雅洋
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４８号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番37号
債務者　北田　美穂
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３６号
大阪市西成区千本中１丁目11番２－107号
債務者　清松　　充
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２５号
大阪府豊中市服部西町３丁目３番８－302号、前住所大阪府豊中市服部豊町１丁目２番６－502号
債務者　小林　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６０号
大阪市淀川区新北野１丁目３番４－402号
債務者　江川　嘉紀
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１１号
大阪府八尾市明美町２丁目２番５号
債務者　安栖　裕二
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部